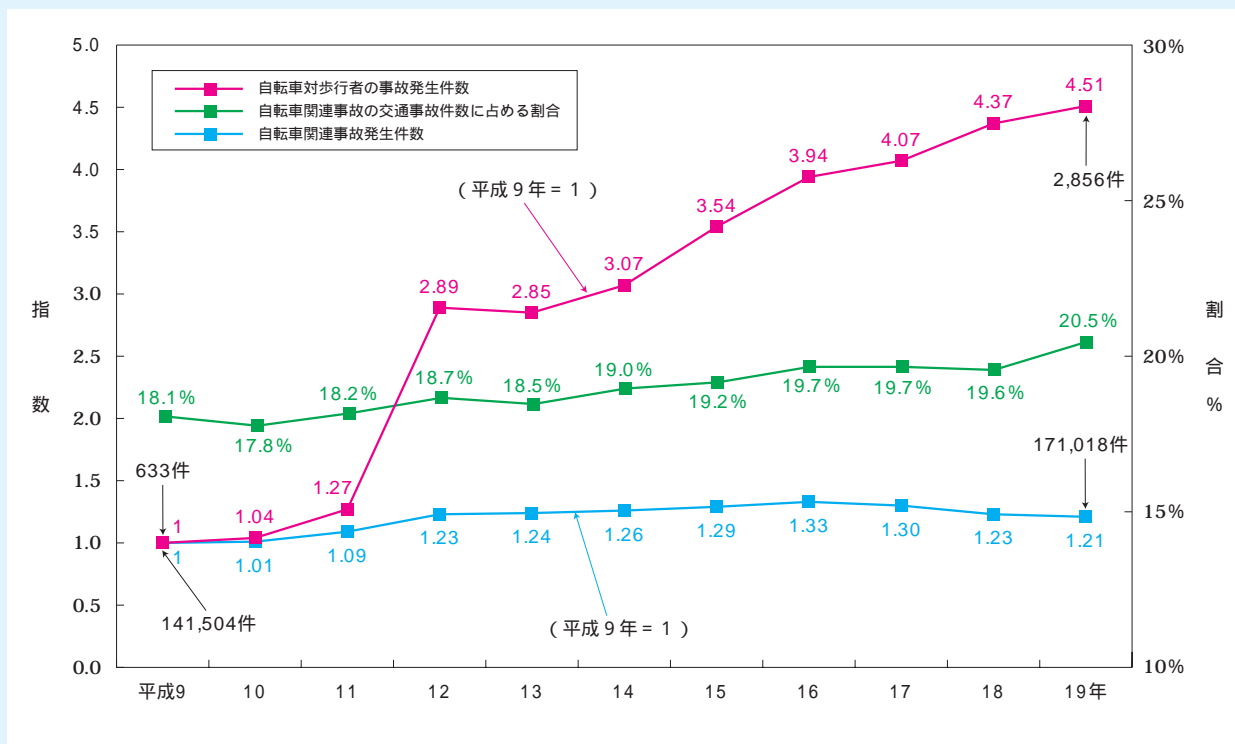


## 自転車の安全利用に向けた取組

自転車は、国民の身近な交通手段として、多様な利用者層に多様な用途で利用されているが、平成19年中の自転車に関連する交通事故件数は17万1,018件で、交通事故件数全体の20.5%を占めるに至るとともに、10年前の1.2倍となっている。特に、自転車が無秩序に歩道を通行するなど、ルールを守らない利用実態も目立っており、自転車対歩行者の事故は2,856件発生、10年前の4.5倍となっている。

自転車の交通秩序を整序化するに当たり、自転車に関するルールを自転車利用者が遵守できる実効性のあるものとするなどことを目的として、平成19年6月、自転車の歩道通行要件の明確化等を内容とする改正道路交通法が可決成立した。これを受けて7月に中央交通安全対策会議交通対策本部（本部長：内閣府特命担当大臣、構成員：関係事務次官等）において「自転車の安全利用の促進について」を決定し、自転車の通行ルールの周知徹底や自転車の通行環境の整備に政府を挙げて取り組むこととした。

自転車関連事故発生件数等の状況



注 警察庁資料により作成。

### 自転車通行環境の整備

歩行者・自転車がともに安全に通行できる自転車通行環境の整備を全国的に進めていくためには、自転車の通行空間確保のためのハード対策と交通規制を計画的に実施することが必要である。そこで、平成20年1月に、警察庁と国土交通省は、全国98箇所において自転車通行環境整備モデル地区の指定を行った。指定されたモデル地区において、おおむね2年間で自転車道の整備、自転車専用通行帯の設置等を実施し、今後の自転車通行環境の模範となる事業を実施することとしている。

このような中で、東京都では、杉並区と協力し、歩行者、自転車及び自動車のそれぞれが安心して利用できる道路空間を確保するため、既存



中杉通り自転車道社会実験結果報告書より

資料提供：東京都 青少年・治安対策本部  
杉並区都市整備部

の道路空間を利用して自転車専用の走行空間を整備する社会実験を試行し、その有効性、適用可能性について検証するとともに、自転車利用者への交通ルール・マナーの啓発も実施した。

#### 自転車利用者に対するルールの周知

警察では、自治体、学校、自転車関係事業者等と連携し、「交通の方法に関する教則」や交通対策本部決定で定められた「自転車安全利用五則」を活用するなどして、児童・生徒、高齢者、主婦等の幅広い自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図っている。

特に、「交通の方法に関する教則」については、改正道路交通法や有識者の意見を踏まえ、平成20年4月に自転車関係部分について大幅な改正が行われ、普通自転車の歩道通行要件等について記述したほか、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせること、現行法令上禁止されている携帯電話の使用時による片手運転やヘッドホンの使用等をした状態での運転をやめるべきことなどについて記述するなど、国民に周知すべきルールが明確化された。

なお、道路交通法や都道府県公安委員会規則において認められていない幼児2人同乗については、子育てを行う保護者の交通手段としての社会的要請もあり、幼児2人を同乗させる場合の安全性に配慮した自転車について、その求められる条件や開発の可能性、安全な利用・普及に必要な事項等の検討を行うべく、警察庁において有識者による検討委員会が開催されている。

#### 自転車安全教育の推進

警察と学校等とが連携して、児童・生徒に対する自転車安全教育を推進しており、教育効果の高い教材の作成や「中・高校生に対する自転車の安全利用に関する教育モデル事業」の実施等により、教育内容の充実に努めるとともに、児童・生徒や高齢者等を対象とした自転車教室を全国で開催している。

また、運転免許保有者に対し、更新時講習において、自転車の通行ルールや自転車の安全確保のため配慮すべき事項等の周知に努めている。

#### 自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化

自転車利用者の交通違反に対する指導警告を強化するとともに、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わず違反行為を継続したりするなどの悪質・危険な交通違反に対しては、交通切符を適用した検挙措置を講ずるなど厳正に対処している。

また、全国で1,735箇所を自転車指導啓発重点地区・路線に指定し、地域交通安全活動推進委員等のボランティアや地域住民等と共同で、街頭における自転車利用者に対する指導警告活動を推進している。

#### 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る  
 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止  
 夜間はライトを点灯  
 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



自転車教室の開催



高校生に対する自転車通行ルールの街頭指導